

日本振興銀行の事業譲渡の実施について

平成 23 年 4 月 25 日
預金保険機構

日本振興銀行株式会社(以下「日本振興銀行」)は、平成 22 年 9 月 10 日、預金保険法に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。これに伴い預金保険機構は、金融庁長官より金融整理管財人に選任され、金融整理管財人業務を進めて参りました。

平成 23 年 4 月 1 日、日本振興銀行と株式会社第二日本承継銀行(以下「第二日本承継銀行」)は、事業譲渡契約を締結し、本日(4 月 25 日)、日本振興銀行から第二日本承継銀行に対する事業譲渡が行われました。この事業譲渡において、第二日本承継銀行は、日本振興銀行から、金融庁長官より承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債を承継しました。あわせて、第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部については、株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」)が譲り受けることとなりました。また、第二日本承継銀行への承継や整理回収機構への譲渡が行われない資産については、今後適切に譲渡・処分等の手続きが進められていく予定です。

今回の事業譲渡においては、預金保険法に定められた承継銀行制度が活用されております。承継銀行制度とは、金融機関が破綻した後、その受皿となる金融機関が直ちに現れない場合に、破綻した金融機関の金融機能を維持する観点から、承継銀行が、引き継ぐことが適当な資産・負債を暫定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るものです。

今後、預金保険機構は、第二日本承継銀行とともに、同行が承継した事業について、透明性、公正性を十分確保したうえで最終的な受皿の選定を行い、円滑な引き継ぎを行うよう努めて参ります。

また、日本振興銀行の旧経営陣等に対する調査を継続し、民事・刑事上の責任追及を厳正かつ適切に実施して参る所存です。

なお、今回の事業譲渡に伴い、第二日本承継銀行、整理回収機構においても、別添のとおり、お客様へのご案内を公表しておりますので、あわせてお知らせします。

以上

(別添1)

平成23年4月25日
第二日本承継銀行

第二日本承継銀行の概要と業務についてのご案内

本日(4月25日)、株式会社第二日本承継銀行(以下「第二日本承継銀行」)は、日本振興銀行株式会社(以下「日本振興銀行」)から、金融庁長官より承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債を承継しました。

<承継した資産・負債の概要*>

(1) 資 産

預金保険法の規定に基づき、金融庁長官による第二日本承継銀行が保有する資産として適当であることの確認を受けた資産(現預金、貸出金、有価証券、営業用動産、営業用不動産、ソフトウェア等)

(注) 預金保険機構から資金援助された金銭を除く。

1, 768億円

(2) 負 債

①預金保険で保護される預金(平成22年9月10日(以下「破綻日」)以降の利息を含む)のうち、事業譲渡実施日(平成23年4月25日)までに払戻しされていないもの

②破綻日以降に預け入れられた預金のうち、事業譲渡実施日までに払戻しされていないもの

2, 151億円

*計数は事業譲渡直後のものであり、今後、精査により変動しうる。また、資金援助額についても、精査により確定した資産負債額に基づき調整が行われる予定。

<第二日本承継銀行の店舗等について>

第二日本承継銀行が日本振興銀行から譲り受けた店舗は、これまでの日本振興銀行本店を含めて全国で26店舗です。これらの店舗については、店舗案内のとおりです。

また、日本振興銀行では、事業譲渡に際して店舗の統合を行っております。これまでご利用されていた店舗がなくなり、最寄りの店舗が遠くなる場合、今後の対応については個別にご相談させていただきますので、統合先の店舗にご連絡ください。

<お借入金の返済方法について>

従来どおりの方法でご返済をお願いすることになりますが、以下の点にご留意ください。また、新規融資についてはご相談に応じますが、貸付金額・条件の妥当性・適格性を十分審査のうえ、融資の可否を判断します。

○金融機関の窓口でのお振込みにてご返済の場合：

振込先銀行、支店名、口座番号はこれまでと同様ですが、受取人の名義が「第二日本承継銀行」へ変更となっております。

○ATMを利用したお振込みにてご返済の場合：

振込先銀行、支店名、口座番号はこれまでと同様ですが、受取人名の確認画面は「ダイニッポンショウケイギンコウ」と表示されます。

○口座振替にてご返済されている場合：

お客様の変更手続きは必要なく、これまでどおりご返済いただけます。

なお、通帳預金には、「SC. ユウシヘンサイ」または「SMB C (ユウシヘンサイ)」と印字されます。

<預金について>

新規の預金は、1年定期預金でお預かりしています。なお、すでに受け入れている預金については、同じ期間での継続となります。また、破綻日（平成22年9月10日）以前に預け入れられて、平成23年4月25日以降に満期を迎える預金金利は、下表のとおり事業譲受日の前後で適用される金利が変わります。

なお、インターネット定期預金については、これまでのID・パスワードで引き続きご利用いただけます。

預入日（自動継続された場合は直近の自動継続された日）から事業譲受日（平成23年4月25日）前日まで	日本振興銀行における預入日の約定利率	
事業譲受日（平成23年4月25日）から満期日まで	預入期間	適用金利
	1年	0.030%
	3年	0.060%
	5年	0.060%
	10年	0.060%
	つみたて定期	0.030%

以 上

本件お問い合わせ先 第二日本承継銀行 融資関連 0120-868-820 預金関連 0120-722-237 (受付時間 平日9時～17時)
--

(別添2)
平成23年4月25日
株式会社整理回収機構

各位

日本振興銀行からの資産買取りについて

整理回収機構では、預金保険機構が既に発表しているとおり、本日、日本振興銀行から預金保険法第59条に基づく資産の買取りを下記のとおり実施しましたので、お知らせします。

記

1. 買取日 平成23年4月25日(月)
2. 買取価格 529億円(単位未満四捨五入)
3. 本資産買取については、預金保険法附則第10条第1項に基づき預金保険機構から委託を受けたものです。

以 上

(本件照会先)
株式会社整理回収機構 広報担当
TEL 03-3299-7590